

新旧対照表

改正案		改正前		
申請に対する処分の審査基準・標準処理期間		申請に対する処分の審査基準・標準処理期間		
処 分 名	公共下水道管理者以外の者の行う工事等の承認基準	処 分 名	公共下水道管理者以外の者の行う工事等の承認基準	
根拠法令名	下水道法 (法令番号昭和33年法律第79号)	根拠法令名	下水道法 (法令番号昭和33年法律第79号)	
条 項	第16条	条 項	第16条	
関係 条項		関係 条項		
審 査 基 準	<p>該当に○</p> <p>① 審査基準は(以下・別添)のとおりです。                  2 審査基準は別途保管していますので、担当者にご請求下さい。                  3 以下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)                  4 審査基準は設けておりません。</p>	<p>該当に○</p> <p>① 審査基準は(以下・別添)のとおりです。                  2 審査基準は別途保管していますので、担当者にご請求下さい。                  3 以下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)                  4 審査基準は設けておりません。</p>	<p>適用対象</p> <p>1. この法律の適用は、国・都市再生機構・自治体等を想定したものであるが、施工業者に対しても一定の資格要件を付して承認する。</p> <p>2. 資格要件                  (ア)本管布設工事及び改築工事  <u>神戸市競争入札参加資格者で、工事請負(土木一般)の業種に登録されている者。</u>                  (イ)接続ます及び取付管工事(汚水)  <u>上記(ア)の業者の他、神戸市下水道排水設備指定工事者のうち、一般建設業の許可のうち(「土木工事業」、または「舗装工事業」、あるいは「管工事業」)を得ている者。</u></p> <p>設計施工の基準</p> <p>1. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)                  2. 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例                  3. 神戸市土木請負必携の1. 土木共通仕様書(第10編他)                  4. 神戸市下水道設計標準図</p>	
	適用対象			適用対象
	<p>1. この法律の適用は、国・都市再生機構・自治体等を想定したものであるが、施工業者に対しても一定の資格要件を付して承認する。</p> <p>2. 資格要件                  一般建設業の許可のうち、「土木工事業」又は「管工事業」を得ている者。</p> <p>設計施工の基準</p> <p>1. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)                  2. 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例                  3. 神戸市土木請負必携の1. 土木共通仕様書(第10編他)                  4. 神戸市下水道設計標準図</p>			<p>1. この法律の適用は、国・都市再生機構・自治体等を想定したものであるが、施工業者に対しても一定の資格要件を付して承認する。</p> <p>2. 資格要件                  (ア)本管布設工事及び改築工事  <u>神戸市競争入札参加資格者で、工事請負(土木一般)の業種に登録されている者。</u>                  (イ)接続ます及び取付管工事(汚水)  <u>上記(ア)の業者の他、神戸市下水道排水設備指定工事者のうち、一般建設業の許可のうち(「土木工事業」、または「舗装工事業」、あるいは「管工事業」)を得ている者。</u></p> <p>設計施工の基準</p> <p>1. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)                  2. 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例                  3. 神戸市土木請負必携の1. 土木共通仕様書(第10編他)                  4. 神戸市下水道設計標準図</p>
設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 令和7年4月1日最終変更	設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 平成20年4月14日最終変更	
標準処理期間	総期間15(日)・月 (申請到達日の翌日～処分通知発送日で計算。ただし、日計算の場合は土日祝日を含みません。)	標準処理期間	総期間15(日)・月 (申請到達日の翌日～処分通知発送日で計算。ただし、日計算の場合は土日祝日を含みません。)	
[内訳と機関名]	経由機関__日・月 協議機関__日・月 処分機関__日・月 ( ) ( ) ( )	[内訳と機関名]	経由機関__日・月 協議機関__日・月 処分機関__日・月 ( ) ( ) ( )	
設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 平成18年12月21日最終変更	設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 平成18年12月21日最終変更	
作成部局・課・係名	建設局下水道部管路課管路担当 (Tel 806-8754)	作成部局・課・係名	建設局下水道管路課管路係 (Tel 806-8754)	